

水産業のスマート化推進支援事業に関する Q&A

No.	タイプ	問	答
1	全体	本事業の趣旨はなにか。	ポストコロナを見据えた水産業の成長産業化を、水産資源を適切に管理しつつ進めるためには、スマート水産技術による大幅な生産性向上が不可欠です。このため、水産業支援サービスを通じた利用や一括発注による価格低減・データの高度利用による生産性向上などの優良事例を創出し、事業成果をモデルケースとして生産現場に還元する取組を支援するものです。
2	全体	他事業との併用は可能か。	同一の内容について、本事業以外の国、独立行政法人等が助成する事業（補助金、委託費等）との併用は認められません。
3	全体	助成対象となる機械等はどのように選定されるか。	マリノフォーラムが機械等を公募し、外部の有識者で構成される選定委員会にて機械等が要件を満たしているか審査し、水産庁長官の承認を受けて選定されます。
4	全体	開発中の機械等も助成対象となるか。	対象は市場流通段階のものです。ただし、事業期間中に発売開始のものは対象になります。
5	全体	PC やタブレット等を導入することも可能か。	導入する機械等と一体で整備する必要があるものについては対象となります。機械等を導入せずタブレット等だけを導入する取組や、汎用性の高いものは対象なりません。
6	全体	ソフトウェア、システムの利用料（月額、年額等）に係る補助対象経費はどのように算出するか？	令和5年3月分までが初期導入費として補助対象になります。令和5年4月以降の代金は補助対象外となります。なお、通信費は対象外です。
7	全体	内水面も対象となるか。	対象となります。
8	全体	観賞魚の養殖も対象となるか。	対象となります。
9	全体	陸上養殖も対象となるか	対象となります。
10	全体	成果目標等の達成状況の報告と評価はどのように行うのか。	事業実施者が助成申請時に「スマート水産機械等導入計画」において設定した成果目標等の達成状況について、目標年度(令和6年度)の翌年度(令和7年度)に事

			業実施機関、マリノフォーラムを通して水産庁長官にその報告を提出してもらいます。なお、報告内容により事業成果の評価が行われ、必要に応じて指導及び助言が行われます。
11	全体	本事業は導入された機械等は耐用年数が終了するまで利用するということか。	取得財産等については、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱に規定する処分の制限を受ける期間（（残存耐用年数期間、以下「処分制限期間」という。）においては、本事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効率的な利用を図らなければなりません。 また、処分制限期間においては、取得財産等のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について、補助金の交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。
12	全体	財産管理台帳の作成を求めているが、これは事業実施機関に対してかそれとも事業実施者に対してか。	事業実施者と一部事業実施機関(附帯事務費によって物品を購入した場合等)です。なお、事業実施者は、事業実施機関の指導の下、善良な管理者の注意義務(善管義務)をもって、機械の管理及び効率的な利用を図る必要があります。
13	全体	導入された機械等について、事業終了後の管理はどうなるか。	善良な管理者の注意をもって管理することが求められます。また、事業実施者は、マリノフォーラム又は事業実施機関による指導の下、財産管理台帳を作成するほか、関係書類を整備保管すること等により、効率的な利用を図ることが求められます。
14	全体	都道府県の水試が事業実施者(機械購入者)になることは可能か。	対象になりません。
15	全体	問い合わせ先はどこか。	一般社団法人マリノフォーラム 21 担当：吉田 yoshida@mf21.or.jp 木末(きずえ) kizue@mf21.or.jp (電話:03-6280-2792)
16	全体	第1回公募の申請締切や交付決定	7月頃に公募開始し、約1か月間申請受付期間を設けます。公募開始と申請受付期

		時期はいつ頃の見込みなのか。	間の詳細日程については決定次第、マリノフォーラムのホームページ等で周知致します。 一括発注タイプ・共同利用タイプについて、事業実施者は事業実施機関あてに申請を行います。事業実施機関は申請をまとめていただいた後マリノフォーラムに提出してください。サービス導入タイプは、事業実施者から直接マリノフォーラムへ申請してください。申請案件はマリノフォーラムの外部の選定委員会において審査が行われ、申請後約1か月後に交付決定を予定しています。ただし、進捗によって予定が前後する可能性があります。
17	全体	同一の事業実施者が一度登録機械Aの助成を受け、それ以降の助成申請で機械Aとは関連しない登録機械Bの助成申請書を出してもよいか。	事業実施者は、この事業で助成を受けられるのは、1回限りです。 ただし、一度に複数の種類の機械の申請はできます。
18	全体	機械等購入時の補助対象経費を教えて欲しい。	公募要領別紙2 経費の説明の⑨機械等整備費を参照してください。 (引用) 『⑨ 機械等整備費 事業を実施するために必要な機械及び機器、ソフトウェア、システム並びに本機械器具を使用するために必要な付属機械器具、機械器具の設置費等の導入費用の助成に要する経費とします。』
19	全体	交付決定後の事業開始ということであるが、実績報告書に添付する見積書は交付申請時の見積書でも良いか？	交付決定後に改めて、交付決定後の日付の見積書を徴する必要があります。 その場合の納入期限は、事業実施期間以内(最長令和5年1月20日)として下さい。
20	全体	機械等の代金支払いを複数回で行いたいが、支払いが事業実施期	支払いは交付決定後であり、すべての支払いが事業実施期間内に完了し、定められた期限までに実績報告書の提出がなければ、補助金の支払いはできません。実績

		間後になってしまった場合、補助対象となるか？	報告書の提出が遅れた場合、既に支払った金額も含めて、代金全額が補助対象外となります。
21	全体	銀行振込で代金を支払ったが、取引先が領収書を発行してくれたので、それを支払の根拠資料として保管すればよいか？	代金支払いの証拠書類としては、銀行振込受領書（振込先・振込額が分かるもの）も保管して下さい。
22	全体	いつまでに機械を導入しなければならないか？（機械の納入が遅れる可能性が想定される）	機械の発注は、交付決定後になります。 事業実施者は、遅くとも令和5年1月20日までに、実績報告書を（一括発注、共同利用タイプの場合は事業実施機関に）提出して頂きます。それまでに、納品、設置、代金全額支払い等が完了していなければなりません。
23	全体	申請後のキャンセルは可能か	交付決定後であってもその後の状況の変化で、やむを得ず変更（中止・廃止）する場合、承認を受ける必要があります。事前に事業実施機関、マリノフォーラムへ連絡ください。
24	全体	助成申請の締め切りを過ぎての申請は可能か。	できません。
25	サービス&一括発注	「消費税は補助対象外」となっているが、仮に300万円（税抜き）の機械を2/3補助で購入する場合、自己負担はいくらになるか。	本体価格300万円+消費税30万円=330万円（税込み代金）のうち、補助金は本体の2/3ですから200万円となり、残り130万円が自己負担になります。
26	サービス&一括発注	補助率が2/3になる条件は何か。	本事業により導入する機械等を用いて、資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に提供する場合です。
27	サービス&一括発注	国等の試験研究機関へのデータ提供は、リアルタイムな自動送信ではなく、適宜データがたま	適宜データがたまった段階における手動の送信であっても、問題ありません。

		った段階における手動の送信であつても問題ないか？	
28	サービス&一括発注	資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資する取組とはどのようなものか。	<p>取組例として想定しているものは下記です。</p> <p><資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化に資する取組の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産資源の動態把握や資源評価における精度の向上等が図られるもの ・漁場環境把握が高度化し、操業の効率化や赤潮等の自然災害のリスクの軽減等が図られるもの ・資源管理の強化につながるもの <p><養殖業成長産業化に資する取組の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の漁場環境観測網が構築され、赤潮等の自然災害による被害のリスク軽減等が図られるもの ・漁場環境把握の高度化により、操業の効率化や赤潮・貧栄養化等の漁業被害軽減等が図られるもの ・適切な養殖管理や生産性の向上など、養殖業成長産業化総合戦略に掲げる取組の推進に資するもの
29	サービス	水産業支援サービス事業者として民間企業や民間団体が事業実施者になるケースの要件について、商業ベースでの実績が必要か、試験的に実施した実績、さらには新規起業する場合も対象になるか。	公募要領別表1に記載の通り、民間企業や民間団体の場合、商業ベースでの実績が必要です。試験的に実施した実績、さらには新規起業する場合は対象となりません。
30	サービス	漁協が機械等を導入し、それを漁業者に貸出すことは可能か。	サービス支援タイプの類型（水産庁実施要領別表1）に該当するのであれば、漁協も事業実施者になることが可能です。

31	一括発注	3人以上の漁業者で、関連する2種類以上の助成対象の機械等を導入する場合、一部の機械等のみ導入する者がいても対象となるのか。	3人以上の漁業者全員が同型式の関連する2種類以上(例えば自動給餌機と付属の水中カメラ)の助成対象の機械等を導入する場合は対象となります。一方で、3人のうちで2人は2種類(自動給餌機と付属の水中カメラ)、1人のみ1種類(自動給餌機だけ)申請するといった場合は対象となりません。
32	一括発注	一括発注の要件を具体的に教えて欲しい。	3人以上の漁業者で、同型式の機械等を、合計3台以上購入することが条件です。また構成員あたり1台以上購入が必須です。2人で3台の場合では対象になりませんが、3人で4台の場合は対象になります。
33	一括発注	漁業者①～⑥と機械A,Bがあったとき、漁業者①～③が機械Aを導入、漁業者③～⑥が機械Bを導入する2機種申請は可能か。	同形式の機械等の導入となりますので、構成メンバーでそろえて申請してください。
34	一括発注	一括発注に関しては3者以上の共同申請となるが、購入契約、支払、助成金の受け取りなどは、個人(口座)で対応するのか、それとも3者の共同体名義での取引になるのか。	納品、支払いなどは代表者の指導のもとで行ってください。なお書類には「漁業者グループ名(うち、構成メンバー)」であることが分かるように明記してください。 助成金は代表者に一括で交付されますので、代表者は責任をもって速やかにグループ各者へ分配してください。
35	一括発注	助成対象額の上限は ①漁業者の人数に関わらず1申請毎で、一律補助上限額1,000～1,500万円か? ②1漁業者あたり1,000～1,500万円となるのか?	本事業の補助上限額は、1申請当たりであり、①となります。

36	一括発注&共同利用	新規就業者も対象となるか。	新規就業者も対象です。
37	一括発注&共同利用	事業実施者として同一地域内で漁業者グループを構成することが難しい場合はどのようにしたら良いか。	漁業者グループが県をまたいで結成される場合、各県に設置された事業実施機関ではなく、全国団体等を事業実施機関とすることが想定されます。まずはマリノフォーラムまでご相談ください。
38	カスタマイズ	他の補助金を使って購入した機械のカスタマイズについては助成対象となりうるか。	対象外です。
39	事業実施機関	事業実施機関になるための要件、申請・認定等の手続きがあるのか	以下のいずれかの要件を満たす機関である必要があります。 ①デジタル化推進協議会等の協議会 ②都道府県漁業協同組合連合会又は都道府県漁業協同組合 ③漁業又は養殖業に従事する者を主たる構成員とする団体及びその団体を構成員とする連合会等であって、団体の目的、団体の意志決定機関及びその決定方法を含んだ規約を有し、水産庁長官が認めるもの。 原則各県ごとに設置となり、調整の結果、公募要領の事業実施機関リストに掲載されます。
40	事業実施機関	附帯事務費は、どのような流れでいつ頃請求・受領できるのか？遡及して経費計上できるのか（申請前の説明会経費など）。上記の成果目標の達成状況の確認作業に必要な経費を請求できるのか？	事業実施者からの助成申請をとりまとめてマリノフォーラムへ申請する際に、事業実施機関の附帯事務費も併せて申請することになります。 請求は原則精算払いとなり、交付決定～事業実施機関の実績報告書等提出まで（最大、令和5年3月13日(月)）に実施された事務経費に関して請求できることとなります。
41	事業実施機関	事業実施者の代表者あてへの振り込み手数料を附帯事務費とし	可能です。

		て計上可能か。	
42	事業実施機関	成果目標の達成状況の確認作業に事業実施機関は携わるのか	申請の取りまとめをおこなった案件については、達成状況の確認作業にも対応いただくこととなります。
47	デジ協	水産業のスマート化推進支援事業における協議会の事務費は、いつから申請が可能となるのか。 また、公募とりまとめ、計画承認申請とりまとめ等に要する事務費は補助対象となるのか。	交付決定後に、使用可能(実績報告可能)となります。